

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成13年8月に設置され、調査項目を「真に豊かな社会の構築」とし、1年目は「グローバル化が進む中での日本経済の活性化」と「社会経済情勢の変化に対応した雇用と社会保障制度の在り方」をサブテーマに調査を進め、昨年7月に1年目の中間報告書を議長に提出した。

2年目に当たる本年は、地域社会における住民あるいは国民のライフスタイルの変化に着目し、生活者の視点から真に豊かな社会の構築に向けた課題を検討するため、サブテーマを「国民意識の変化に応じた新たなライフスタイル」と決定した。

今国会においては、第155回国会に引き続き調査を進め、まず、平成15年2月12日に、「少子高齢社会における多様なライフスタイルを可能とする働き方」について、立命館大学産業社会学部助教授前田信彦君、アイ・ビー・エム・ワールド・トレード・アジア・コーポレイションAPワークフォースダイバシティーマネジャー西嶋美那子君及び有限会社アパショナータ代表パク・ジョアン・スックチャ君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月26日には、「都市と農山漁村との交流・世代間交流等新たなライフスタイルの実践と課題」について、九州大学大学院人間環境学研究院教授小川全夫君、サントリー株式会社不易流行研究所部長佐藤友美子君及び社団法人コミュニティネットワーク協会常務理事岡本健次郎君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月2日には、「個の確立を促す教育・学習の在り方」について、東京女子大学教授林道義君、大学評価・学位授与機構長木村孟君及び教育評論家・臨床教育研究所「虹」所長尾木直樹君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

5月14日には、「ボランティア、NPO・NGO活動等社会参加システムの在り方」について、日本国際ボランティアセンター（JVC）理事・特別顧問星野昌子君、市民バンク代表・島根大学地域共同センター客員教授片岡勝君及び株式会社千房代表取締役社長中井政嗣君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

5月28日には、関係各省に対し、2年目の調査を踏まえた総括的な質疑を行った後、委員の意見表明及び意見交換を行った。

なお、2月18日から20日までの3日間、沖縄県に委員を派遣し、国民意識の変化に応じた新たなライフスタイルに関する実情調査を行い、4月2日に派遣委員から報告を聴取した。

以上の調査を踏まえ、7月2日の調査会において中間報告書を取りまとめ、同日これを議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月12日の調査会では、前田参考人から、仕事と家庭生活の調和という視点の必要性、オランダモデルの示唆すること、多様なライフスタイルを可能とする働き方の条件整備等について意見が述べられ、次に西嶋参考人から、ダイバシティーの考え方、多様な働き方

を認める企業戦略、ワーク・ライフ・バランスの阻害要因等について意見が述べられ、次にパク参考人から、ワーク・ライフ・バランスの概念と今日的課題等について意見が述べられた。その後、各参考人に対し、我が国でワーク・ライフ・バランスを進める場合の国の施策及び企業の取組、オランダモデルが成功した理由と日本への導入方策、社員の能力評価システムを構築する方策、米国の企業がフレックスタイム制を採用する理由、ワーク・ライフ・バランスを推進することによるメリット及び必要な改善策、世界との比較における日本の「M字カーブ」に関する評価、パートタイム労働の均等待遇を進める上での賃金体系の在り方等について質疑を行った。

2月26日の調査会では、小川参考人から、都市と農山漁村との交流がソーシャルキャピタル向上のために果たした役割、現行の地域政策上の問題点等について意見が述べられ、次に佐藤参考人から、世代によるライフスタイルの違い、若年世代が社会に出るための課題、世代間交流において大切なスタンス等について意見が述べられ、次に岡本参考人から、コミュニティ活動の具体例、デュアルライフの概念、農都共生対流進展のインセンティブ等について意見が述べられた。その後、各参考人に対し、都市と農山漁村との交流において行政が果たすべき役割、個の自立を促す親離れ・子離れのための必須条件、自治体による農山漁村支援策の具体的な事例、20代前後の世代が持つ意識の特徴、個性ある農山漁村の発展のための今後の社会資本整備の在り方、都市と農山漁村の交流進展のために撤廃すべき規制と必要な規制、農村における若年世代受入れのための課題等について質疑を行った。

4月2日の調査会では、林参考人から、自立した判断力を持った個の確立、自己の性への帰属意識、健全な自我を発達させるための価値基準等について意見が述べられ、次に木村参考人から、個の確立に関する問題意識、個の確立を促すための改善点、学習面における具体的な施策等について意見が述べられ、次に尾木参考人から、個の確立を促す教育・学習の必然性、今日の教育改革の実態と問題点、個の確立を促す教育・学習の在り方等について意見が述べられた。その後、各参考人に対し、地域における子供社会の在り方、子供の教育における父親・母親の役割、個の確立を促すための「ゆとり教育」の改善点、教員の厳しい労働条件の実態と子供への影響、グローバル化に対応した社会構築及び教育再編、祖父母による子供教育のメリット及びデメリット等について質疑を行った。

5月14日の調査会では、星野参考人から、NPO・NGOの概念、ボランティア活動の在り方、眞のボランティア活動の阻害要因、国際的NGO活動を活発化させるための支援策等について意見が述べられ、次に片岡参考人から、新しい社会サービスの担い手としてNPOに期待する役割、コミュニティビジネスカレッジの試み、眞に豊かな社会の構築に向けた取組等について意見が述べられ、次に中井参考人から、道頓堀商店会会長としての取組等について意見が述べられた。その後、各参考人に対し、日本でNPOが誕生し根付いてきた要件、行政とNPOとのパートナーシップの在り方、NPO活動におけるコアメンバーの重要性と組織の活性化、公益法人等の制度改革の在り方、NPO活動における税制、雇用等に関する問題点、公益法人とNPOとの本質的な差異等について質疑を行った。

5月28日の調査会では、まず関係各省に対し、観光振興に関する政府及び自治体の取組、市町村合併における過疎化及び人口流出に対するソフト面の支援、都市と農山漁村との交

流における各省庁の横断的取組、教育における地方分権と特区の推進方策、政府のNPOに対する支援姿勢及び税制上の優遇措置、政府が指導通達した介護施設への優先入所基準と市町村の実態、放課後児童クラブの現状と国の取組、保育所の待機者数の定義と実態及び国の対応、年金制度の再構築の必要性、真の地方分権の確立に向けた地方行財政改革の考え方等について質疑を行った。次に委員の意見表明及び意見交換が行われ、「真に豊かな社会の構築」に向けて、活力に満ちた社会に向けた企業活動の活性化、生きがいを感じられる仕事に就くことを支援する施策、日本人としての誇りと世界市民としての自覚を併せ持つ高邁な人格の涵養、男性・女性ともに仕事も家庭も両立できる新しい時代に向けた課題、まちづくりに主体的にかかわる人々の輪を広げることによる地域の活性化等に関して意見が述べられた。

以上の調査結果を踏まえ、7月2日の調査会において最終年に向け議論を深める基礎となる課題等を含む中間報告書を取りまとめ、同日これを議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成15年2月12日（水）（第1回）

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 「真に豊かな社会の構築」のうち、少子高齢社会における多様なライフスタイルを可能とする働き方について参考人立命館大学産業社会学部助教授前田信彦君、アイ・ビー・エム・ワールド・トレード・アジア・コーポレイションAPワークフォースダイバシティーマネジャー西嶋美那子君及び有限会社アパショナータ代表パク・ジョン・スックチャ君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年2月14日（金）（第2回）

- 委員派遣の派遣期間を変更することを決定した。

○平成15年2月26日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 「真に豊かな社会の構築」のうち、都市と農山漁村との交流・世代間交流等新たなライフスタイルの実践と課題について参考人九州大学大学院人間環境学研究院教授小川全夫君、サントリー株式会社不易流行研究所部長佐藤友美子君及び社団法人コミュニティネットワーク協会常務理事岡本健次郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月2日（水）（第4回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「真に豊かな社会の構築」のうち、個の確立を促す教育・学習の在り方について参考

人東京女子大学教授林道義君、大学評価・学位授与機構長木村孟君及び教育評論家・臨床教育研究所「虹」所長尾木直樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月14日（水）（第5回）

- 「真に豊かな社会の構築」のうち、ボランティア、NPO・NGO活動等社会参加システムの在り方について参考人日本国際ボランティアセンター（JVC）理事・特別顧問星野昌子君、市民バンク代表・島根大学地域共同センター客員教授片岡勝君及び株式会社千房代表取締役社長中井政嗣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月28日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 「真に豊かな社会の構築」のうち、国民意識の変化に応じた新たなライフスタイルについて政府参考人に対し質疑を行った。
- 「真に豊かな社会の構築」について意見の交換を行った。

○平成15年7月2日（水）（第7回）

- 国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成15年7月28日（月）（第8回）

- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、平成13年8月7日に設置され、「真に豊かな社会の構築」を調査項目とし、2年目は「国民意識の変化に応じた新たなライフスタイル」をサブテーマとして決定し、これまで参考人からの意見聴取、政府に対する質疑、委員派遣等による実情調査、さらに委員間の意見交換等を行い、鋭意調査を進めてきた。

調査の過程を通じ、調査項目に関して各種の意見や見解が表明されたが、これらの意見等を主要な論点と思われる事項について取りまとめて課題として整理し、これら課題を含む内容の調査報告書（中間報告）を、去る7月2日、議長に提出した。以下は、その概要である。

まず「真に豊かな社会の構築」については、国民が将来に対する不安を抱えて豊かさを感じられなくなっている中で、今後の社会を真に豊かな社会とするために何をすべきか、国民が真の豊かさを共有するために何が必要なのかが問われており、国民のライフスタイルの在り方について、将来社会に対するビジョンを示すことが大きな課題となっている。

次に「地域社会の活性化」については、地域の活性化を図るために課題は、あらゆる分野での分権の推進、行政単位が自立的な機能を持つための市町村合併、情報公開や政策評価等による地域住民の意思や責任を反映させた政治、教育のプロセスを通じた世代間交流の実施、高齢者でも社会貢献していると感じられるまちづくり、高齢者が安心して暮らせるまちづくりへの転換である。また、コミュニティービジネスの活動を支援するために、財政支援や税制面での優遇、ファイナンス手段の拡充等が必要である。構造改革特区構想については、地域からの提案を最大限に尊重できる仕組みとして特区は重要であるとの意見が出される一方、規制改革の打開策としての特区構想は次善の策にすぎない、住民本位の地方自治という流れに逆行しているとの意見があった。

次に「多様なライフスタイルと働き方」については、これからの中では労働時間と生活時間の配分が重要であり、このようなワーク・ライフ・バランスを可能にするため、男女間の偏った時間配分を再配分する必要がある。そして、あらゆるライフスタイルの労働者の仕事と家庭の両立ができるよう、すべての人のワーク・ライフ・バランスを可能にするような職業やライフコースへの支援も必要である。また、パートタイム労働に対する均等待遇、パートタイムに対する社会保障制度の整備等が必要であるとの意見があった。

次に「地域間・世代間交流等新たなライフスタイル」については、都市と農山漁村の交流は、価値観の違いを認め合い、自然環境や農林漁業を守ることで都会の生活を守り、共生し合っていることを互いに認識する上で非常に重要である。都市と農山漁村との共生対流を促すためには、農村政策と他の政策との接合点を更に詰める必要があるという意見、情報発信におけるコーディネーター機能や若者を引き付けるだけの魅力ある個性を農山村が持つことも大事であるとの意見等があった。今後は、農山漁村の持つ多面的機能や文化も含めた地域資源などを発信する情報ネットワーク作りが重要な課題である。そして、農村に若年世代を受け入れる対応策として、農村の持つ魅力を磨き上げ、若者が持つ多様な関心にこたえられるような取組が必要であり、若者に農山漁村を開放し、インキュベー

ションとして考えて応援すれば、若年世代も農山漁村を一層活用するようになるのではないかとの意見があった。

次に「個の確立・教育」については、教育あるいは学習の最終目標は、アイデンティティーの確立と社会の中で自立的な判断力を持てるようにすることであるが、今日の社会、教育環境は、個の確立を促すものとなっていない。自分の意見を述べ、自分の責任で決定する自立した子供に育てていくためには、家庭で親子が十分なコミュニケーションをとるようにしていくことが大切であるとの意見があった。そして、子供たちの自己責任感を形成するためには、諸外国に比べて極端に低いセルフエスティーム（自己肯定感情）を高めることである。また、学習意欲をどのように持たせるかという観点から、体験学習、参加型の授業を増やすことが重要である。

次に「ボランティア、NPO・NGO活動」については、NPOが新しい社会サービスの担い手になるような時期が到来しており、NPOの発展は、これから日本の自立した個人の生き方、青年、女性、高齢者の生き方に大きな希望をつなぐものであり、地域の身近な問題解決にはNPO等の存在が不可欠であるとの意見があった。行政は、NPOの活動の場が広がるような施策を講ずべきであり、また、公益法人等の制度改革については、公益法人の公益性について、現行制度では不明確で客觀性に欠けるため、公益性の判断基準が極めて重要であり、情報公開が欠かせず、さらに、いわゆる社会貢献性を認定する仕組みについて、客觀的基準の法制化についても検討すべきであるとの意見があった。特にNPOにおいては、収益を非分配としているので非課税の原則を貫くべきであり、経営基盤の強化に加え、いまだ不十分な支援税制に対して、寄附のインセンティブを高めるような税制改革等への取組が必要であるとの意見があった。